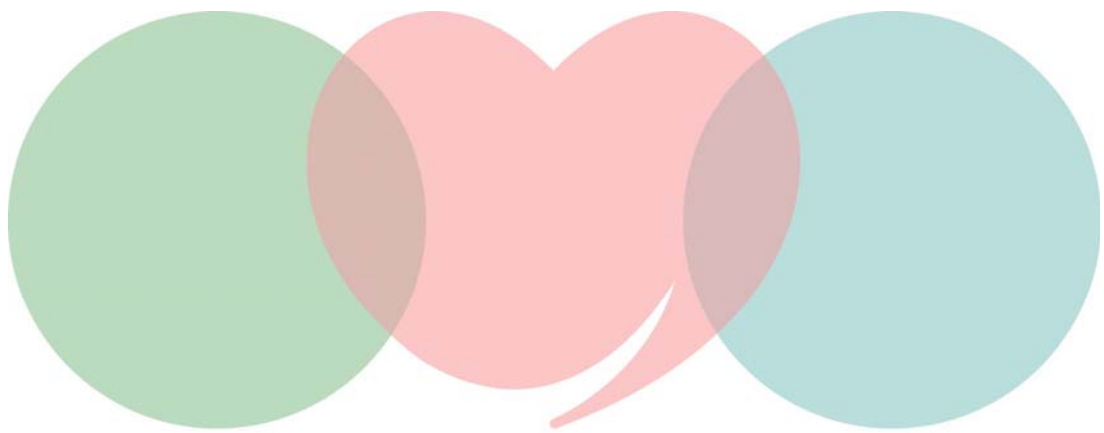


小野町教育大綱



ONOMACHI

令和5年3月

小 野 町

小野町教育委員会

目 次

I	教育大綱策定の意義及び趣旨	-1-
II	まちの将来像	-2-
III	教育大綱の基本理念	-2-
IV	基本目標	-3-
V	計画期間	-3-
VI	施策の体系	-4-
VII	主要施策	-5-
	基本目標 1	-5-
	基本目標 2	-8-
	基本目標 3	-11-
	基本目標 4	-17-
 (参考資料)		
	関係法令条文	-19-

I. 教育大綱策定の意義及び趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。また、大綱は総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整し、地方公共団体の長が策定するものとされ、本町においても、町長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、協議を進めてきました。

大綱の策定に先立ち、本町では、令和5年3月に「“強み”を活かしながら、『人』を大切にし、『人』を育て、『住みたくなる』まちづくりを『みんな』で進め、町民一人ひとりが、将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送ることができるまちを目指す」ため、まちづくりの最上位計画である「小野町総合計画」を策定しました。

この計画は、教育に係る施策分野について教育委員会においても議論を重ねるとともに、町民の皆様のご意見をお聴きし策定したものであり、今後本町が進むべき方向性を示したものです。

こうした経緯から、総合教育会議において、協議・調整を図り、大綱策定にあたっては、「小野町総合計画」を踏まえることとし、ここに「小野町教育大綱」を定めるものです。

知識基盤社会と言われる現在、AI等をはじめとする先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わりつつあります。また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっています。

令和2年から新型コロナウイルス感染症が拡大し、今なお収束が見通せない中、新しい生活様式への対応が求められており、テレワークの進展をはじめ、社会の様々な分野でデジタル化が急速に進みつつあり、産業構造や働き方が大きく変わろうとしています。

先行き不透明で予測困難な時代を迎えている中で、これからの教育は、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが求められています。

こうした状況に対応するため、この度「小野町教育大綱」を策定しました。

本町においては、一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、知識や技能の習得だけではなく、世界共有の課題に挑戦する当事者意識等を育成することによって、急激な社会の変化の中において、たくましく生き、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を推進するとともに、町民の皆様が生涯にわたって、学習、文化、スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めてまいります。

Ⅱ. まちの将来像

小野町総合計画（2023～2027）より

「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」

本町の“強み”を活かしながら、『人』を大切にし、『人』を育て、『住みたくなる』まちづくりを『みんな』で進め、町民一人ひとりが、将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送ることができるまちを目指します。

Ⅲ. 教育大綱の基本理念

「人を育む子育て・教育・文化のまち」

子どもから大人までのすべての町民が、生涯を通じて目標に向かって楽しく学び、文化的・健康的な生活を送れる環境を創り、心豊かでたくましい人づくりや調和のとれた人間力向上を目指します。

さらに、人材の育成に向け、町民が生涯をとおして自ら学び、その成果を地域社会に活かせる環境づくりを進めるほか、町民主体の文化・スポーツ活動、国際交流活動の促進を図ります。

【施策を展開する上でのSDGsの取り組み】

平成27（2015）年に「国連の持続可能な開発サミット」で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）は、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、「貧困をなくそう」・「飢餓をゼロに」・「すべての人に健康と福祉を」などの17の国際目標と169の達成基準で構成されています。

これを達成するための取り組みが各自治体レベルに求められています。本町の教育施策の推進においても、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という理念のもと取り組みを進めます。



Ⅳ. 基本目標

- 1 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む学校教育の充実と振興
- 2 魅力ある学校づくりの推進
- 3 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進
- 4 幼児教育との連携の推進

Ⅴ. 計画期間

令和5年度（2023年度） ～ 令和9年度（2027年度）

VI. 施策の体系

基本目標	主要施策
1 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む学校教育の充実と振興	(1)【学校教育】「生きる力」を育む教育内容の充実
	(2)【学校教育】学校給食の充実
2 魅力ある学校づくりの推進	(1)【学校教育】地域とともにある学校づくり
	(2)【学校教育】安全対策・通学対策の推進
	(3)【学校教育】学校施設の整備
3 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進	(1)【生涯学習】地域社会をつくる人づくり
	(2)【生涯学習】読書活動の促進
	(3)【生涯スポーツ】スポーツ施設の整備充実・有効活用
	(4)【生涯スポーツ】スポーツ活動の普及促進
	(5)【生涯スポーツ】指導者の育成・確保
	(6)【芸術文化・文化財】文化施設の整備充実・有効活用
	(7)【芸術文化・文化財】文化団体の活動支援
	(8)【芸術文化・文化財】芸術文化の鑑賞機会と発表機会の提供
	(9)【芸術文化・文化財】文化財の保護・活用
	(10)【国際交流】国際交流関連事業の推進
	(11)【国際交流】町民による国際交流活動の支援
	(12)【国際交流】多文化共生のまちづくり
4 幼児教育との連携の推進	(1)【学校教育】「生きる力」を育む教育内容の充実
	(2)【学校教育】地域とともにある学校づくり（再掲）
	(3)【国際交流】町民による国際交流活動の支援（再掲）

VII. 主要施策

基本目標 1 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体） を育む学校教育の充実と振興

(1) 【学校教育】「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 確かな学力の育成に向け、幼児教育、小学校、中学校の連携強化、学力向上に向けた効果的な取り組みの推進、外国語教育やデジタル化に即した教育の充実等を図ります。
- ② 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、郷土学習、キャリア教育、読書活動の充実を図るとともに、不登校やいじめなどの心の問題の防止・解消に向けた相談・指導の充実を図ります。
- ③ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の向上に向けた効果的な取り組みの推進、健康・安全教育、部活動の充実を図ります。
- ④ 支援を必要とする児童・生徒が個々の能力や特性に応じた適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の体制強化を図ります。

取組1 「学力向上の対策の充実」

小中学生に対する各種検定料の助成を継続して行い、基礎学力の定着を図ります。学力調査により児童・生徒の学力の実態を把握した上で、結果を活用した効果的な指導法を研究・実践します。

また、学んだ知識の活用力を高めるため「主体的・対話的で深い学び」の手法を授業に取り入れるとともに、デジタル機器の積極的活用が可能となる環境整備を図りながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。併せて、教員の指導力と資質の向上も図ります。



取組2 「外国語教育の充実」

小中学校へALT（外国人英語指導助手）を派遣し、英語力及びコミュニケーション能力の向上と、国際理解や文化交流を図り、グローバル化に対応できる人材を育成します。

また、教員の専門性を高めるための研修等の充実も図ります。



取組3 「特別支援教育の充実」

臨床発達心理士等による教育相談や発達検査を継続して実施しながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関連機関と連携し、就学前から総合的に一貫した支援の充実を図ります。

また、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、専門性のある指導体制の確保、障がいの程度に応じて通級指導などが行える環境整備を目指します。

取組4 「就学支援の充実」

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、時代の要請に応える教育環境の整備・充実に関係機関等と連携を図ります。

取組5 「不登校児童生徒等への個別支援の充実」

不登校及びその傾向のある児童生徒へ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し教育相談体制の充実を図ります。

また、それぞれが自分らしく学校生活を送り、主体的な進路決を行うことができるよう、子どもたちの異変の早期発見、心のケア、学習支援、進路相談等に取り組むための体制を強化します。

取組6 「道徳教育や人権教育をとおした豊かな心の育成」

自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的にとらえ、自己の生き方についての考えを深める道徳科の学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

また、家庭や地域社会との連携強化等図り、地域の伝統や歴史を踏まえながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成を図ります。

取組7 「体力向上の取組や健康教育の充実」

体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育科の授業や運動身体づくりプログラムへの取り組みの改善充実を通じて、体力向上の取り組みを一層推進するとともに、学校、家庭、地域が一体となった児童生徒の運動機会の確保とその充実に向けた取り組みを支援します。

また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにするため、心身の健康に関する知識や技能、適切な意思決定や行動選択などの資質や能力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域が連携・協働して、健康に関する実態を踏まえた課題の解決を図る体制整備を推進します。

(2)【学校教育】学校給食の充実

給食センターの適正な管理・運営により、安全・安心でおいしい給食の提供を図るとともに、地場農産物の活用や栄養教室の開催など、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

取組1 「食育の推進」

栄養教諭等による食に関する教室を実施し、望ましい食習慣の形成をはじめとした食育を推進するとともに、食に関する知識を学ぶ場として給食センターを活用する等学校と関係機関との連携を図ります。

また、給食を生きた教材として活用できるよう地元食材を取り入れた給食の提供を推進します。

取組2 「安全・安心な学校給食の提供」

安全・安心な学校給食の提供のため、学校給食の放射性物質の検査を継続して行います。



基本目標 2 魅力ある学校づくりの推進

(1)【学校教育】地域とともにある学校づくり

- ① コミュニティ・スクールの充実等により地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進しながら、各校の特色化や魅力化を図ります。
- ② 中学校における部活動を外部に移行する「部活動の地域移行」に段階的に取り組みます。

取組1 「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進」

複雑化・多様化する教育的課題に対して、学校・家庭・地域が一体となって学校づくりに取り組むコミュニティ・スクール（小野町学校運営協議会）を運用し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

また、本町が抱える様々な地域課題を、地域と学校が深く関わりながら課題解決に向けて連携・協働する地域学校協働活動を推進し、「学校を核とした地域づくり」を推進します。



取組2 「持続可能な部活動の運営の充実」

中学校の部活動の地域移行に向け、活動場所の確保と健全で高い技術指導が受けられる環境整備を目指します。

また、部活動地域移行関係者協議会（仮称）等と関係機関と連携し持続可能な部活動の運営を支援します。



(2)【学校教育】安全対策・通学対策の推進

- ① 地域住民との協働のもと、児童・生徒の登下校時の安全対策の充実に努めるほか、学校において防災・防犯訓練を実施するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、スクールバスの運行の維持・充実に取り組みます。

取組1 「通学路交通安全対策の推進」

「小野町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

また、地域の見守り活動の充実も図り、安全・安心な通学支援に取り組めます。



取組2 「小・中学校の通学支援の充実」

遠距離通学支援のため、スクールバスを運行し、児童・生徒の安全な通学体制を維持します。

また、休日及び長期休業中の部活動など学校教育活動のためにもスクールバスを運行し保護者の負担軽減を図ります。



(3)【学校教育】学校施設の整備

- ① 学校施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、小学校の新校舎の建設について検討していきます。
- ② 校内ＩＣＴ機器の計画的更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材等の整備を図ります。
- ③ 統合に伴う小学校跡地の活用方法について検討していきます。

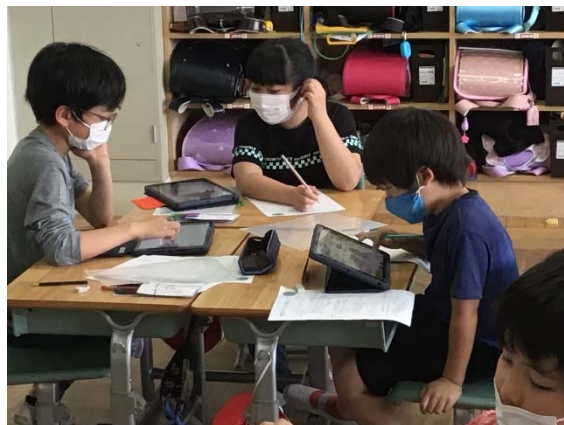
取組１ 「学校施設・設備の計画的な整備」

学校施設の耐震性は確保されているものの、老朽化が進んでおり、子どもたちの学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、防災、防犯などの安全性を備えた安心感のある施設環境を確保できるよう取り組みます。

また、「小野町教育環境整備の基本方針」に基づき、小学校新校舎の建設について検討していきます。

取組２ 「学校施設の充実」

授業改善の充実を図るため、校内ＩＣＴ機器等のさらなる環境整備や機器の更新に努め、教育の情報化に対応した学習環境の充実を推進します。



取組３ 「小学校跡地活用の検討」

統合に伴う小学校校舎や跡地の利用について、関係部署と連携し住民との合意を図りながら、検討していきます。

基本目標 3 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

(1) 【生涯学習】地域社会をつくる人づくり

- ① 学習成果の地域社会づくりへの還元、町民一人ひとりの可能性とチャンスの最大化の視点に立ち、地域資源と人的資源を有効に活用しながら、特色ある教室や講座を「人づくり公営塾」として充実・強化していきます。
- ② 地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- ③ 未来を担う青少年が健やかに成長する環境づくりに向け、体験・交流の場の提供、家庭教育の機会の提供、関係団体による青少年健全育成に関する各種活動の充実強化を図ります。

取組1 「多種多様な学級講座・教室の開催」

多様な体験や経験が得られるよう、幼少期、小中学生、高校生、青年層から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした学級講座や教室を随時開催します。



取組2 「家庭教育と地域活性化の推進」

地域学校協働本部会議等や学校、地域のニーズに応じて、地域と学校、行政の連携・強化を図ります。



取組3 「青少年健全育成の推進」

いろいろな体験・経験が得られるような講座等を実施します。また、子育てに悩む保護者を対象としたペアレントトレーニング講座等を実施するとともに、各関係団体の連携・強化を図ります。

(2)【生涯学習】読書活動の促進

- ① 図書館では、町民ニーズに即した図書館資料の充実、学校図書室との連携強化、活字に親しむ事業の企画・実施を図り、町民の図書館利用を促進します。
- ② 子ども読書活動推進計画に基づき、関係各所と連携しながら、子どもの読書活動の活発化に向けた取り組みを推進します。

取組1 「図書資料の充実」

町民ニーズを的確に把握した図書資料や映像資料の導入を図ります。



取組2 「学校図書室と公共図書館の連携推進」

学校図書室と公共図書館の連携を図り、子ども達の読書環境の幅を広げ、探究心、知的欲求を満たせる読書環境を充実させます。

(3)【生涯スポーツ】スポーツ施設の整備充実・有効活用

- ① 町民体育館・海洋センターや多目的運動施設などのスポーツ施設について、老朽化の状況や町民ニーズの変化等を踏まえ、計画的な修繕等を行い、有効活用を図ります。
- ② 歩くことによる健康づくりに向け、ウォーキングコースの充実を図ります。

取組1 「体育施設の充実」

スポーツの拠点となる町民体育館・B & G海洋センター等の利便性の向上と老朽箇所等の計画的修繕を図ります。

取組2 「ウォーキング等の気軽にできる運動の推進」

健康福祉部門との連携を図り、ウォーキングコースの整備・充実を行います。

(4)【生涯スポーツ】スポーツ活動の普及促進

- ① 市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動や情報提供を行います。
- ② 体育協会やスポーツ推進委員と連携し、講習会や教室等の充実を図ります。特に、生涯スポーツ振興の視点から、年齢や体力にかかわらず、だれもが気軽に行えるウォーキングやラジオ体操講習会等を実施していきます。
- ③ 市民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、体育協会やスポーツ少年団の活動支援を行います。

取組1 「スポーツに関する情報の発信」

各種競技やスポーツ大会の情報を、広報おのまちや行政区回覧、公式ウェブサイト、LINE等の媒体を活用し積極的にPRします。

取組2 「気軽にできるスポーツ教室の開催」

ノルディックウォーキング教室の開催や、ラジオ体操講習会、アクアフィットネス教室を実施するとともに、個人で気軽に運動に親しめるおためしジム利用者の増加を図ります。



取組3 「スポーツ団体の育成」

体育関係で活動する各種スポーツ団体の活動支援や側面的支援を行います。

(5)【生涯スポーツ】指導者の育成・確保

町民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保を図ります。

取組1 「スポーツ指導者の育成」

各種研修会や指導者講習会を通じて、指導者の育成を図るとともに、スポーツに関する知識や研鑽の蓄積を図ります。



(6)【芸術文化・文化財】文化施設の整備充実・有効活用

本町の文化の拠点の一つである「ふるさと文化の館」(美術館・図書館・郷土史料館・丘灯至夫記念館)について、老朽化の状況や町民ニーズの変化等を踏まえ、計画的な修繕等を行うとともに、魅力ある事業を実施し、有効活用を図ります。

取組1 「芸術文化施設の充実」

ふるさと文化の館(美術館・図書館・郷土史料館・丘灯至夫記念館)を適切に管理運営するとともにニーズに応じた改修等を実施します。

(7)【芸術文化・文化財】文化団体の活動支援

町民が気軽に芸術文化に親しみ、交流の輪が広がるよう自主的な芸術文化活動の活発化に向け、芸術文化団体連絡協議会や自主的に活動する団体の支援を行います。

取組1 「芸術文化団体の育成」

芸術文化団体連絡協議会加盟団体や、自主的に活動する芸術文化団体の活動支援や側面的支援を行います。

(8)【芸術文化・文化財】芸術文化の鑑賞機会と発表機会の提供

文化祭や美術展の開催などを通じて、自己の作品等の発表の機会を拡充するとともに、他市町村で開催される展覧会や芸術文化公演会等へ参加するなど、多種多様な芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

取組1 「芸術文化作品創作意欲の向上」

文化祭や美術展を通じて、多様な作品展示や町民の皆さんへの鑑賞機会を拡充します。



取組2 「美術・音楽等芸術作品鑑賞機会の拡充」

美術鑑賞講座や音楽鑑賞講座を通じて、普段目にする事の出来ない芸術・文化に触れる機会を設けます。

(9)【芸術文化・文化財】文化財保護・活用

- ① 町民との協働のもと、町内にある様々な文化財について、調査や保護活動の支援を行うとともに、町内への周知等を通じて利活用を図ります。
- ② 健康づくりウォーキングと連携した事業展開によって、町民が文化財に気軽にふれる機会を設けます。

取組1 「文化財保護と利活用の推進」

町内の国・県・町指定の重要文化財については、所有者や地域の皆さんとの連携を密にし、適切な保存・利活用を図ります。また、開発等に伴う埋蔵文化財についても適切な保存・保全を推進します。

取組2 「健康づくりと文化的資産の活用」

文化財ウォーク等を通じて、町内の歴史的・民俗的資産を見学しながら、健康づくりに資することのできる事業の推進を図ります。



(10) 【国際交流】国際交流関係事業の推進

英会話、異文化体験施設等への小・中学生の派遣や中学生・高校生の海外ホームステイの支援など、既存の国際交流関連事業の継続と充実を図ります。

取組1 「国際交流体験の充実」

小学生や中学生を専門学習施設へ派遣し、生の英会話体験、海外の異文化体験ができる機会を拡充します。



取組2 「自主的な海外研修機会の拡充」

中学生・高校生が自主的に海外でのホームステイや現地教育施設での研修を受ける際の経費を助成し、異文化体験を支援します。

(11) 【国際交流】町民による国際交流活動の支援

町民による自主的な国際交流活動が行われるよう、活動支援や協働による事業展開を図ります。

取組1 「国際交流・国際理解の推進」

気軽に国際交流ができるような機会や体制、環境整備を図り、国際的感覚の醸成を図ります。



(12)【国際交流】多文化共生のまちづくり

- ① 多文化共生のまちづくりに向け、町内に住む外国人と町民との交流機会の創出、町内に住む外国人を対象とした日本語教室等の内容の充実を図ります。
- ② 外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、案内表示やホームページの多言語化などについて検討していきます。

取組1 「日本語教室の開設」

町内に在住する外国人を対象とした日本語教室の開設を進め、町内での主体的な生活を支援します。また、町民との交流の機会を設け、国際感覚の醸成を図ります。

取組2 「外国人が訪れ、暮らしやすい環境の整備」

緊急時の外国人の安全確保を図るための対策を講ずるとともに、パンフレット等の多言語化を進めてまいります。

基本目標 4 幼児教育との連携の推進

(1)【学校教育】「生きる力」を育む教育内容の充実

確かな学力の育成に向け、幼児教育、小学校、中学校の連携強化、学力向上に向けた効果的な取り組みの推進、外国語教育やデジタル化に即した教育の充実等を図ります。

取組1 「幼保小中連携教育の強化」

小1 プロブレム（小学1年生が学校生活に適應できず起こす問題行動）や中1ギャップ（中学入学後に学習や生活面での大きな環境変化に適應できず、不登校やいじめの増加する現象）など、児童・生徒の社会的・生理的变化に對應するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、一貫性のある教育環境づくりを推進します。

また、幼保小や小中の連携を一層進めるとともに、子どもの課題を共有して取り組める体制を構築します。

なお、子育て支援課や幼児教育施設との連携の強化を図ります。



(2) 【学校教育】 地域とともにある学校づくり（再掲）

コミュニティ・スクールの充実等により地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進しながら、各校の特色化や魅力化を図ります。

取組1 「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進」

複雑化・多様化する教育的課題に對して、学校・家庭・地域が一体となって学校づくりに取り組むコミュニティ・スクール（小野町学校運営協議会）を運用し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

また、本町が抱える様々な地域課題を、地域と学校が深く関わりながら課題解決に向けて連携・協働する地域学校協働活動を推進し、「学校を核とした地域づくり」を推進します。

(3) 【国際交流】 町民による国際交流活動の支援（再掲）

町民による自主的な国際交流活動が行われるよう、活動支援や協働による事業展開を図ります。

取組1 「国際交流推進事業」

気軽に国際交流ができるような機会や体制、環境整備を図り、国際感覚の醸成を図ります。

(参考資料)

1 関係法令条文(抜粋)

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成 26 年 6 月 20 日改正)
(大綱の策定等)

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えられるものと解釈してはならない。

小野町教育大綱

初 版 令和5年3月

発行・編集 福島県小野町（小野町教育委員会 教育課）

〒963-3401 小野町大字小野新町字中通2番地

電 話：0247-72-6780

F A X：0247-72-2127

E-mail：kyouikuka@town.ono.fukushima.jp